

# 岐阜市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 408,162	千円 147,314,866	千円 9,272,310	千円 26,118,897	% 17.7	% 18.7

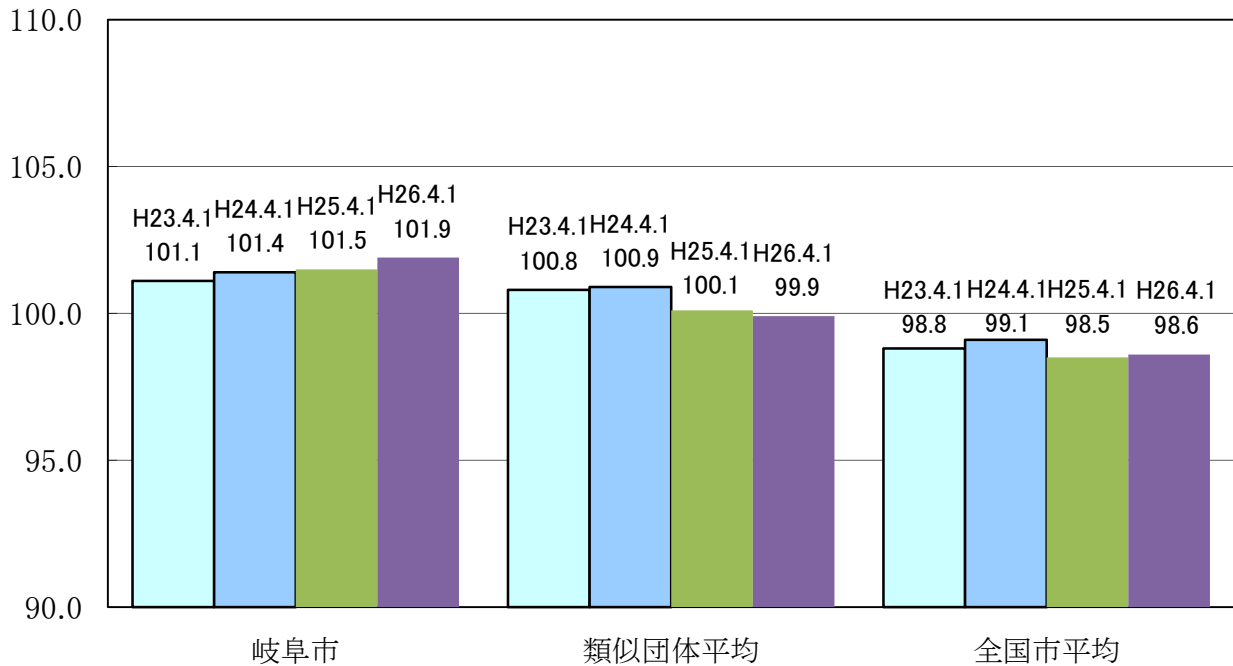
(注) 人件費には、一般職員の給料、諸手当、退職手当のほか、特別職に支給される給料などを含む。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
25年度	人 2,669	千円 9,848,980	千円 2,449,347	千円 3,770,866	千円 16,069,193	千円 6,021	千円 6,199

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

高齢層における管理職の構成比が国より高いことにより、ラスパイレス指数が100を超えている。  
 また、平成24年度から平成25年度まで、国における特例減額により、相対的にラスパイレス指数が上昇しているが、本市においても、平成25年7月から平成26年3月にかけて、特例減額を実施した。  
 本市では、近年、国に先んじて高齢層の職員の昇給抑制を行うなど、人事院勧告を適正に実施するとともに、昇給制度も大きく見直すなど、給与の適正化に努めている。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合にはその理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日  
 (内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。  
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準6%に対し、岐阜市においても6%を支給  
 (実施時期)平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年度は4%。

(参考)

	平成26年度 の支給割合	見直し後の支給 割合(H30.4.1)	平成27年度の 支給割合
国基準による支給割合	3%	6%	4%
岐阜市の支給割合	3%	6%	4%

##### ③その他見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岐阜市	40.4 歳	322,687 円	412,618 円	363,044 円
岐阜県	42.8 歳	335,214 円	403,658 円	368,709 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	41.9 歳	324,583 円	412,561 円	369,919 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
岐阜市	52.2 歳	266 人	332,144 円	387,305 円	358,569 円	—	—	—	—
うち 清掃 職員	51.4 歳	135 人	331,661 円	395,243 円	361,474 円	廃棄物処理 業従業員	44.7 歳	288,100 円	1.4
うち 学校給食員	53.7 歳	33 人	331,788 円	358,665 円	346,377 円	調理士	45.5 歳	252,900 円	1.4
うち 用 務 員	53.7 歳	41 人	337,422 円	373,009 円	365,229 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.9
う ち 守 衛	50.2 歳	4 人	327,025 円	394,700 円	361,887 円	守衛	59.5 歳	250,400 円	1.6
岐阜県	49.1 歳	153 人	315,956 円	357,951 円	332,438 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	47.8 歳	290 人	330,820 円	392,126 円	362,360 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
岐阜市	—	—	—
うち 清掃 職員	6,260,016 円	3,939,100 円	1.6
うち 学校給食員	5,763,380 円	3,365,000 円	1.7
うち 用 務 員	6,013,408 円	2,747,000 円	2.2
う ち 守 衛	6,202,900 円	3,646,300 円	1.7

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23～25年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

ア 大学(短期大学)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岐阜市	45.4 歳	413,531 円	467,078 円

イ 高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岐阜市	45.2 歳	386,375 円	442,777 円
岐阜県	42.7 歳	373,769 円	418,982 円
類似団体	46.2 歳	395,580 円	460,318 円

ウ 小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岐阜市	43.2 歳	357,211 円	398,609 円
岐阜県	42.8 歳	371,890 円	410,119 円
類似団体	40.0 歳	320,141 円	368,773 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

## (2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		岐阜市	岐阜県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	141,900 円	141,900 円	—
大学教育職	大学卒	204,600 円	—	—

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	262,405 円	368,581 円	409,173 円	448,701 円
	高校卒	212,700 円	— 円	368,900 円	336,700 円
技能労務職	高校卒	— 円	298,600 円	309,125 円	330,311 円
大学教育職	大学卒	313,967 円	446,533 円	480,550 円	492,000 円

※金額表示の無いものは、該当する経験年数を有する職員がいないものです。

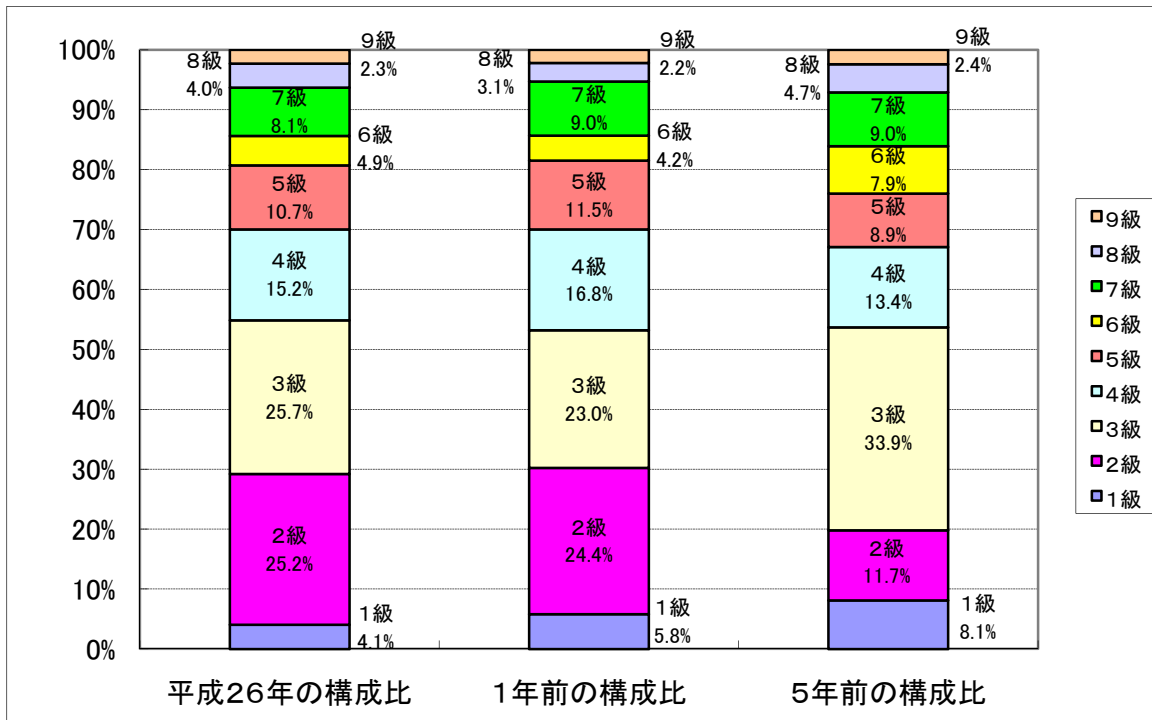
## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9 級	参与	31 人	2.3 %	465,600 円	537,700 円
8 級	参事	53 人	4.0 %	414,100 円	478,200 円
7 級	副参事	108 人	8.1 %	367,500 円	456,200 円
6 級	主幹	65 人	4.9 %	322,100 円	425,200 円
5 級	副主幹	142 人	10.7 %	290,700 円	408,400 円
4 級	主査	202 人	15.2 %	263,500 円	400,800 円
3 級	副主査・主任	340 人	25.7 %	224,600 円	371,700 円
2 級	主任主事・主任技師	335 人	25.2 %	187,700 円	308,000 円
1 級	主事・技師	54 人	4.1 %	137,600 円	244,900 円

(注) 1 岐阜市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

### 1. 勤務成績の評定の実施状況

平成15年度から人事考課制度を導入し、全職員を対象に能力・業績等の評価を実施している。

### 2. 昇給への勤務成績の反映状況

人事考課制度により5段階(S～D)の評価を実施し、その評価結果を参考として昇給区分(一般職員の場合A:8号給以上、B:6号給、C:4号給(標準)、D:2号給、E:昇給しないの5段階)を決定している。

平成26年4月1日の昇給において、一般行政職1,293名のうち、標準より上位区分に決定された者が165名(12.8%)、標準が1,073名(83.0%)、下位区分が55名(4.2%)であった。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

岐阜市	岐阜県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,420 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,557 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理加算15%、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算10%～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### 【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成26年6月の勤勉手当において、管理職員について、勤務成績の評定を実施し、その結果に基づき、成績率(S:96/100、A:91/100、B:86/100(標準)、C:76/100、D:66/100の5段階)を決定している。一般行政職の管理職264名のうち、標準より上位区分に決定された者が65名(24.6%)、標準が197名(74.6%)、下位区分が2名(0.8%)であった。

なお、管理職員以外の職員1,064名については、勤務成績の評定が未実施のため、成績率に差を設けず、一律の支給(67.5/100)を行った。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

岐 阜 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分	勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	勤続25年	30.82 月分	36.570 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 3,168 千円			24,326 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)				543,748 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)				154,782 円
支給対象地域	区分	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
岐阜市	医師・歯科医師以外の職種	3 %	3,512 人	3 %
医師等	医師・歯科医師	15 %	124 人	15 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)				101.9 (101.9)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

区 分			全職種	
支給実績(平成25年度決算)			640,714 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)			407,320 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)			43.5 %	
手当の種類(手当数)			24 種類	
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成24年度決算)	左記職員に 対する支給単価
税務手当	税務事務に従事する職員	職員が出張し、以下の業務に従事したとき ・滞納金の徴収又は滞納処分 (従事時間が4時間未満)	216千円	日額400円 日額240円
保健福祉事務職員手当	右記業務に従事する職員	次の業務に従事したとき ・精神障害者若しくはその疑いのある者又は結核患者の家庭訪問指導業務 ・被保護者及び要保護者の訪問指導及び行旅病人及び行旅死病人の取扱業務	1,305千円	日額290円 日額260円
障害者福祉施設等勤務手当	恵光学園、第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、ケアホーム恵光又は日野恵光に勤務する職員	・恵光学園に勤務し、指導業務に従事した場合 ・第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、ケアホーム恵光又は日野恵光に勤務する職員が指導業務に従事した場合	3,220千円	日額110円 日額290円
料金徴収手当	出張して直接市民に対する国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、し尿処理手数料、育英資金償還金及び保育料の徴収並びに滞納整理に従事する職員	・左記業務に従事したとき (従事時間が4時間未満)	24千円	日額400円 日額240円
保健所等医師手当	市民病院以外に勤務する医師及び歯科医師		3,360千円	月額140,000円

防疫等作業手当	右記業務に従事する職員	次の作業又は業務に従事したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿浄化槽の検査</li> <li>・野犬等捕獲作業(野犬等の処分)</li> <li>・感染症感染源調査並びに当該調査に係る検査及び検便作業</li> </ul>	491千円	日額290円 日額290円 日額320円 日額290円
放射線取扱手当	放射線取扱いに従事する職員	業務に従事したとき	5,477千円	日額330円
専任教員手当	看護専門学校又は第二看護専門学校に勤務する専任教員	病院等における看護実習に従事したとき	472千円	日額290円
市民病院勤務手当	市民病院に勤務する職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院勤務手当 医療職給料表の適用を受ける職員又はこれに準ずる職員が直接医療行為に従事したとき</li> <li>・緊急手術手当 上記に掲げる職員が正規の勤務時間以外に緊急手術のために当番を命ぜられたとき</li> <li>・医師手当</li> <li>・夜間看護手当 助産師、看護師若しくは准看護師又はこれらに準ずる職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間が深夜の全部を含む</li> <li>・深夜における勤務時間が4時間以上</li> <li>・深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満</li> <li>・深夜における勤務時間が2時間未満</li> </ul> </li> <li>・分娩手当 <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院に勤務する医師が分娩に係る業務に従事したとき</li> </ul> </li> </ul>	535,525千円	日額290円  日額1,000円  毎月必要経費控除後の診療利益の100分の4以内  勤務1回当たり6,800円 勤務1回当たり3,300円 勤務1回当たり2,900円 勤務1回当たり2,000円  1件10,000円
斎場勤務手当	斎場に勤務する事務又は現業に従事する職員	次の業務に従事したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務に従事する職員</li> <li>・現業に従事する職員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・死体処理作業</li> <li>・産じょく汚物処理作業又は獣畜死体処理作業</li> </ul> </li> </ul>	7,736千円	日額800円  各人1体600円 日額800円
有害物取扱手当	右記業務に従事する職員	次の業務に従事したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・ばい煙、汚水又はアスベスト等を排出し、又は発生している施設の立入検査業務</li> <li>・有害ガスの発生する検査業務</li> </ul>	608千円	日額270円  日額290円
清掃手当	環境事業部に勤務し、常時清掃作業に従事する職員、東部クリーンセンター又は掛洞プラントに勤務し、ごみ収集作業、ごみ焼却、埋立作業に従事する職員、並びに寺田プラントに勤務し、し尿収集、し尿処理作業に従事する職員、又は公園、小学校、中学校若しくは高等学校に勤務し、公衆便所の清掃作業に従事する職員	左記作業に従事したとき	15,004千円	日額500円

高所作業手当	右記作業に従事する職員	次の作業に従事したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う高層建築物、ダム、橋りょう等の工事現場の作業 (従事時間が4時間未満) 上記作業場所が20メートル以上の場合 (従事時間が4時間未満)</li> <li>・ 山、谷、がけ等の高さ10メートル以上かつ35度以上の斜面上で墜落の危険が特に著しい箇所において行う工事、調査、測量等の作業 (従事時間が4時間未満) 上記作業場所が20メートル以上の場合 (従事時間が4時間未満)</li> <li>・ 橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において水面下4メートル以上の深所で行う作業 (従事時間が4時間未満)</li> <li>・ トンネルの坑内における掘削等の作業 (従事時間が4時間未満)</li> </ul>	13千円	日額220円  日額130円 日額320円 日額190円 日額220円  日額130円 日額320円 日額190円 日額220円  日額130円 日額560円 日額340円
家畜接触手当	家畜の診療又は人工授精に従事する職員	・ 当該業務に従事したとき (従事時間が4時間未満)	145千円	日額270円 日額160円
堆肥処理作業手当	畜産課に勤務する職員	・ 堆肥処理作業に従事したとき	119千円	日額500円
食肉業務手当	食肉地方卸売市場に勤務する職員	次の業務又は作業に従事したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食肉検査業務</li> <li>・ 汚泥処理作業</li> </ul>	2,670千円	日額1,100円 日額500円
用地交渉及び移転補償手当	用地の買収交渉又は用地上に存する立木、建物その他用地に定着する物件に係る移転補償の業務に従事する職員	当該業務(用地の買収等に関する計画等の説明の日から起算して1月を経過した日においてなお終了しない一連の交渉業務のうち、当該1月を経過した日以後に行われる交渉業務に限る。)に従事したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該業務</li> <li>・ 当該業務が深夜に行われたとき</li> </ul>	160千円	日額390円 それぞれ100分の50を加算した額



災害応急作業等手当	右記業務又は作業に従事する職員	<p>次の業務又は作業に従事したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市に災害対策本部が設置されたときに、正規の勤務時間に引き続かない深夜において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、災害防止のための業務に従事したとき</li> <li>本市が管理する河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は当該堤防等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査(以下「応急作業等」という。)</li> <li>本市が管理する道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は当該道路若しくはその周辺における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等 <ul style="list-style-type: none"> <li>巡回監視</li> <li>応急作業等</li> </ul> </li> <li>本市が管理する河川又は道路若しくはその周辺において行う作業で上記作業に相当すると認めるもの</li> <li>作業が夜間(日没時から日出時までの間をいう。)に行われた場合</li> </ul>		<p>勤務1回当たり1,000円</p> <p>350円 530円 530円以内</p> <p>日1日の額にそれぞれ100分の50を加算した額</p>
災害地派遣手当	右記作業に従事する職員	<p>異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、本市の区域以外の地域において、災害応急対策、災害復旧等の支援業務に従事したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務(従事時間が4時間未満)</li> <li>当該業務が夜間に行われたとき</li> </ul>	377千円	<p>日額1,000円 日額600円 それぞれ100分の50を加算した額</p>
消防手当	消防職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急出場手当 救急業務に従事するため救急自動車での出場したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>救急救命士</li> <li>その他の隊員</li> </ul> </li> <li>火災出場手当 消火活動に従事するため現場に出場したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>機関員</li> <li>その他の隊員</li> </ul> </li> <li>救助出場手当 救助活動に従事するため現場に出場したとき</li> <li>夜間特殊業務手当 交替制勤務職員が深夜勤務に従事したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>深夜の勤務時間が5時間を超える</li> <li>深夜の勤務時間が2時間以上5時間以下</li> <li>深夜の勤務時間が2時間未満</li> </ul> </li> </ul>	51,643千円	<p>出場1回当たり450円 出場1回当たり240円</p> <p>出場1回当たり420円 出場1回当たり320円</p> <p>出場1回当たり310円</p> <p>出場1回当たり1,100円 出場1回当たり730円 出場1回当たり410円</p>

大学院担当手当	大学の教員で、大学院研究科の授業又は学生の研究指導を常時担当する教授、准教授、講師及び助教	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教授</li> <li>・准教授</li> <li>・講師</li> <li>・助教</li> </ul>	8,338千円	月額20,000円 月額15,000円 月額10,000円 月額5,000円
教員特殊業務手当	幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校に勤務する教諭、助教諭、講師(常勤の者に限る。)、実習助手又は養護教員で校長の職務以外のもの	次の業務に従事したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の管理下で行う非常災害時等の緊急業務             <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害時における児童(幼児を含む。)若しくは生徒(以下「児童等」という。)の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務</li> <li>・児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務</li> <li>・児童等に対する緊急の補導業務</li> </ul> </li> <li>・修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画・実施するものに限る。)において、児童等を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</li> <li>・市長が定める対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等(以下「週休日等」という。)に行うもの</li> <li>・学校の管理下に行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずるものをいう。)における児童等に対する指導業務で週休日等又は週休日等でない土曜日に行うものであって、当該業務に従事した時間が4時間程度を超えるもの</li> <li>・入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定等の業務で週休日等又は週休日等でない土曜日若しくはこれに相当する日に行うもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>・週休日等に業務に従事した時間が終日に及ぶ程度又はこれと同程度である場合</li> <li>・週休日等でない土曜日又はこれに相当する日に業務に従事した時間が正規の勤務時間に引き続き夜間に及ぶ程度又はこれと同程度である場合</li> </ul> </li> <li>・上記に掲げる日以外に業務に従事した時間が正規の勤務時間に引き続き半日に及ぶ程度又はこれと同程度である場合</li> </ul>	3,415千円	日額6,400円  日額6,000円  日額6,000円 日額3,400円  日額3,400円  日額2,400円  日額900円  日額900円  日額450円
教育業務連絡指導手当	高等学校に勤務する教諭	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事又は学科主任の業務に従事したとき	376千円	日額200円
高圧電気作業手当	右記業務に従事する職員	高圧電気(直流にあっては750ボルトを超え、交流にあっては600ボルトを超える電圧の電気をいう。)の通ずる施設において月以上の期間を単位とする定期点検又は故障時の臨時点検作業に従事したとき(従事時間が4時間未満)	20千円	日額270円  日額160円

### (5) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	1,232,806千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	384千円
支給実績(平成24年度決算)	1,207,278千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	330千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者は月額13,000円 ・その他の扶養親族は月額6,500円 (配偶者がいない場合、1人目のみ11,000円) ・16歳から22歳の子には5,000円加算	同じ		409,273千円	242,173円
住居手当	①借家・借間に係る手当 月額12,000円を超える家賃を負担している職員 に対して家賃相当額に応じ月額27,000円まで	一部 異なる	単身赴任手当を支給される職員の配偶者等が居住する借家等に対する支給なし(国は支給あり)	250,604千円	298,693円
通勤手当	通勤のために要する費用を直接負担している職員に支給 ①交通機関等利用者 運賃相当額に応じ月額55,000円まで ②自動車等交通用具使用者 2km以上(片道)の使用者に対して距離区分 に応じ月額2,900円から月額24,500円まで 自動車等を保管するための経費月額11,000円まで	一部 異なる	自動車等交通用具使用者の距離区分(国は5km毎、岐阜市は2km毎)及びその手当額、自動車等を保管するための経費	507,003千円	155,142円
単身赴任手当	異動等に伴い住居移転し、やむを得ず同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に月額23,000円(職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上であるときは交通距離に応じ月額45,000円まで加算)	同じ		998千円	499,000円
休日給	休日等において正規の勤務時間に勤務したときは、勤務1時間につき、勤務1時間当りの給与額に100分の135を乗じて得た額	同じ		220,196千円	321,925円
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時)に勤務したときは、勤務1時間につき、勤務1時間当りの給与額に100分の25を乗じて得た額	同じ		105,204千円	110,508円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に勤務1回につき5,900円(医師・歯科医師の職日直勤務にあつては20,000円)	一部 異なる	医師・歯科医師以外の職員の支給額	8,210千円	410,500円
管理職手当	管理職員の給料表、職務の級、区分に応じて41,600～137,700円支給。	同じ		358,318千円	796,263円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等において勤務した場合に、勤務1回につき、職員の区分に応じ10,000円まで	一部 異なる	支給額及び支給範囲	3,117千円	194,813円
教員特別手当	高等学校に勤務する教育職員に、職務の級及び号給の区分に応じ月額15,900円まで	同じ		2,755千円	74,466円

5 特別職の報酬等の状況 (平成26年4月1日現在)

給料	区分	給料		月額		等
		金額	円	金額	円	
給料	市長	1,090,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
	副市長	890,000	円	1,206,000	円/	565,000 円
報酬	議長	770,000	円	974,000	円/	708,900 円
	副議長	700,000	円	827,000	円/	625,000 円
	議員	650,000	円	748,000	円/	555,000 円
期末手当	市長	(平成26年度支給割合)		3.95 月分		
	副市長	(平成26年度支給割合)		3.95 月分		
退職手当	市長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副市長	給料月額×在職月数×0.6		31,392,000 円	任期毎	
	備考	給料月額×在職月数×0.38		16,233,600 円	任期毎	

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

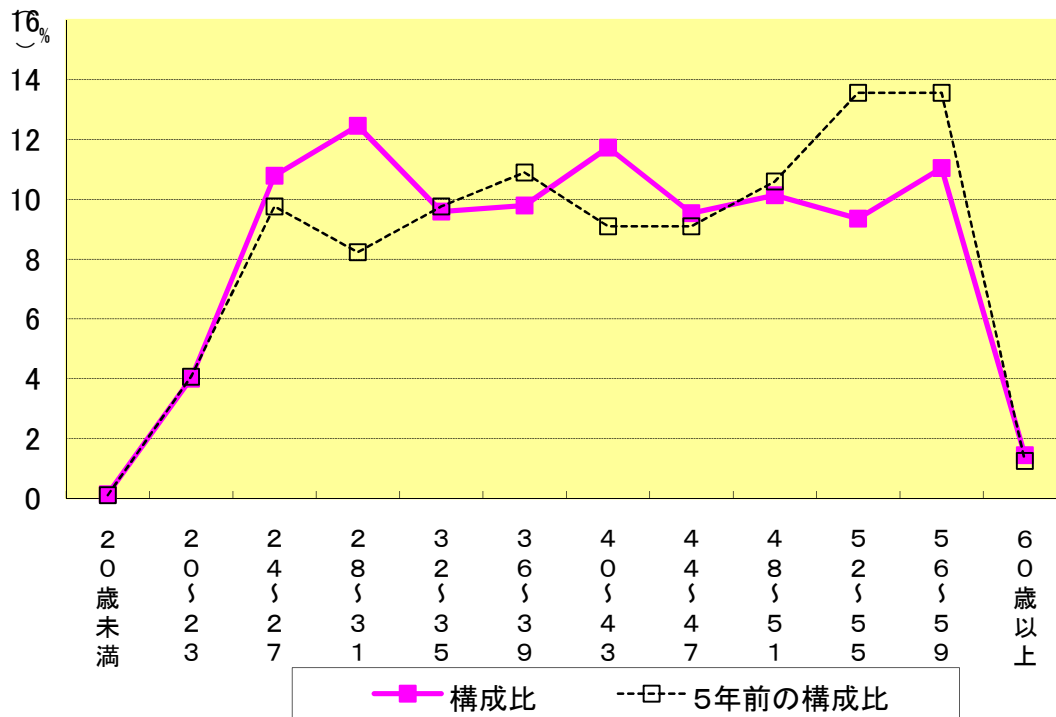
(各年4月1日現在)

部 門		区 分		職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
				平成25年	平成26年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	(福 祉 関 係 を 除 く)	議会	18	18		国勢調査実施対応 収納業務一部再任用短時間化
			総務	407	414	7	
			税務	139	138	△ 1	
			労働	4	4		
			農林水産	52	52		
			商工	39	39		
			土木	305	287	△ 18	
		小計	964	952	△ 12		
		福 祉 関 係	民生	441	470	29	子ども・若者総合支援センター新設
	衛生		414	406	△ 8	公衆トイレ清掃・し尿収集業務の委託化	
	小計		855	876	21		
	一般行政計		1,819	1,828	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 44.79 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 43.49 人)	
	特 別 行 政 部 門	教育部門	409	392	△ 17	調理員、校務員業務の一部嘱託化	
消防部門		442	440	△ 2	瑞穂消防受託分引き上げ		
特別行政計		851	832	△ 19			
	普通会計 計		2,670	2,660	△ 10	<参考> 人口1万人当たり職員数 65.17 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 61.47 人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病院		819	847	28	医療体制の充実	
	水道		95	95			
	下水道		96	96			
	その他		132	130	△ 2	監督業務の一部嘱託化	
	公営企業等会計 計		1,142	1,168	26		
合 計			3,812	3,828	16	<参考> 人口1万人当たり職員数 92.37 人	
			[3,771]	[3,770]	[△ 1]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	153人	413人	477人	367人	375人	449人	365人	388人	358人	423人	55人	3,828人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,972	1,961	1,911	1,877	1,819	1,828	△144 (△7.3%)
教育	453	429	426	419	409	392	△61 (△13.5%)
消防	469	460	452	444	442	440	△29 (△6.2%)
普通会計計	2,894	2,850	2,789	2,740	2,670	2,660	△234 (△8.1%)
公営企業等会計計	1,041	1,061	1,085	1,113	1,142	1,168	127 (12.2%)
総合計	3,935	3,911	3,874	3,853	3,812	3,828	△107 (△2.7%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める 職員給与費比率
25年度	千円 4,355,172	千円 637,828	千円 600,705	% 13.8	% 15.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費195,673千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 95	千円 366,131	千円 78,862	千円 141,490	千円 586,483	千円 6,174	千円 6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。  
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

イ 特記事項

なし

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
岐 阜 市	45.7 歳	376,409 円	461,160 円
団 体 平 均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

岐 阜 市	市町村(政令指定都市を除く)公営企業会計
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,517 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,456 千円
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.70 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

岐 阜 市	市町村(政令指定都市を除く)公営企業会計
(支給率) 自己都合 23.03 月分 勤続20年 23.03 月分 勤続25年 32.83 月分 勤続35年 46.55 月分 最高限度額 55.86 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) (退職時特別昇給 )	応募認定・定年 28.7875 月分 38.955 月分 55.86 月分 55.86 月分
1人当たり平均支給額 24,348 千円	1人当たり平均支給額 13,934 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		12,979 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		136,627 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
岐阜市	3 %	95 人	3 %

エ 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

区 分			企業職員	
支給実績(平成25年度決算)			875 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)			33,681 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)			27.4 %	
手当の種類(手当数)			9 種類	
手当の名称	支給対象職員	支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	支給額
料金徴収手当	料金及び負担金等の集金並びに滞納整理に従事する職員	当該業務に従事したとき (従事時間が4時間未満)	1千円	日額400円 日額240円
緊急出勤手当	正規の勤務時間以外の時間において緊急出勤を命ぜられた職員	・ 深夜に緊急出勤を命ぜられた場合  ・ 上記以外の場合	101千円	出勤1回当たり 1,000円  出勤1回当たり 800円
特殊作業手当	右記作業に従事する職員	次の作業に従事したとき ・ 下水管の掃除又はしゅんせつ作業 ・ 下水処理場において行う下水処理作業  ・ 汚水のくみ上げ作業 ・ 汚水等を排出している施設の立入検査  ・ 有害ガスの発生する検査等の作業	411千円	日額500円 日額500円  日額290円 日額270円  日額290円
変則勤務手当	中部プラントに勤務する職員	・ 正規の勤務が交替制勤務で当該勤務において深夜に勤務したとき ・ 深夜の全部を勤務 ・ 深夜の一部を勤務(2時間以上) ・ 深夜の一部を勤務(2時間未満)		日額1,100円 日額730円 日額410円
高所等作業手当	右記作業に従事する職員	次の作業に従事したとき ・ 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う高層建築物、ダム、橋りょう等の工事現場の作 (従事時間が4時間未満) 上記作業場所が20メートル以上の場合  (従事時間が4時間未満) ・ 山、谷、がけ等の高さ10メートル以上かつ35度以上の斜面上で墜落の危険が特に著しい箇所において行う工事、調査、測量等の作業 (従事時間が4時間未満) 上記作業場所が20メートル以上の場合  (従事時間が4時間未満) ・ 橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において水面下4メートル以上の深所で行う作業 (従事時間が4時間未満) ・ トンネルの坑内における掘削等の作業 (従事時間が4時間未満) ・ 密閉されたトンネル等内において行う作業 (従事時間が4時間未満)	14千円	日額220円  日額130円 日額320円  日額190円 日額220円  日額130円 日額320円  日額190円 日額220円  日額130円 日額560円 日額340円 日額450円 日額270円

災害応急作業手当	右記作業に従事する職員	次の作業に従事したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は当該堤防等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査(以下「応急作業等」という。)</li> <li>・ 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は当該道路若しくはその周辺における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 巡回監視</li> <li>・ 応急作業等</li> </ul> </li> <li>・ 河川又は道路若しくはその周辺において行う作業で上記作業に相当すると認めるもの</li> <li>・ 作業が夜間(日没時から日出時までの間をいう。)に行われた場合</li> </ul>		日額350円 日額530円 日額530円以内  それぞれ100分の50を加算した額
災害地派遣手当	右記作業に従事する職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、本市の区域以外の地域において、災害応急対策、災害復旧等の支援業務に従事したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該業務(従事時間が4時間未満)</li> <li>・ 当該業務が夜間に行われたとき</li> </ul>		日額1,000円 日額600円 それぞれ100分の50を加算した額
道路上作業手当	交通を遮断することなく行う道路上での水道又は下水道の維持修繕等の作業に従事する職員	当該作業に従事したとき(従事時間が4時間未満)	342千円	日額300円 日額180円
高圧電気作業手当	右記作業に従事する職員	高圧電気(直流にあつては750ボルトを超え、交流にあつては600ボルトを超える電圧の電気をいう。)の通ずる施設において月以上の期間を単位とする定期点検又は故障時の臨時点検作業に従事したとき(従事時間が4時間未満)	6千円	日額270円  日額160円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	27,643千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	290千円
支給実績(平成24年度決算)	24,722千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	260千円



カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	一般行政職に同じ	同じ	なし	14,818千円	239,000円
住居手当				2,908千円	290,800円
通勤手当				12,655千円	136,079円
単身赴任手当				—	—
休日給				653千円	217,934円
夜勤手当				—	—
宿日直手当				—	—
管理職手当				13,061千円	687,468円
管理職員 特別勤務手当				—	—

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	6,669,739	79,511	632,754	9.5	9.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費171,275千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	96	352,004	85,894	135,746	573,644	5,975	6,093

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には職員数には当該職員を含んでいない。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
岐阜市	41.9 歳	348,461 円	454,266 円
団体平均	44.0 歳	340,516 円	507,458 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

岐 阜 市	市町村(政令指定都市を除く) 公営企業会計
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,429 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,443 千円
期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

岐 阜 市		市町村(政令指定都市を除く) 公営企業会計	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) (退職時特別昇給)			
1人当たり平均支給額	26,805	千円	1人当たり平均支給額 11,486 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		12,230 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		130,110 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
岐阜市	3 %	96 人	3 %

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

区 分			企業職員	
支給実績(平成25年度決算)			4,558 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)			123,209 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)			38.5 %	
手当の種類(手当数)			9 種類	
手当の名称	支給対象職員	支給対象業務	支給実績 (平成24年度決算)	支給額
料金徴収手当	料金及び負担金等の集金並びに滞納整理に従事する職員	当該業務に従事したとき (従事時間が4時間未満)		日額400円 日額240円
緊急出勤手当	正規の勤務時間以外の時間において緊急出勤を命ぜられた職員	・ 深夜に緊急出勤を命ぜられた場合 ・ 上記以外の場合	59千円	出勤1回当たり 1,000円 出勤1回当たり 800円
特殊作業手当	右記作業に従事する職員	次の作業に従事したとき ・ 下水管の掃除又はしゅんせつ作業 ・ 下水処理場において行う下水処理作業  ・ 汚水のくみ上げ作業 ・ 汚水等を排出している施設の立入検査  ・ 有害ガスの発生する検査等の作業	3,611千円	日額500円 日額500円  日額290円 日額270円  日額290円
変則勤務手当	中部プラントに勤務する職員	・ 正規の勤務が交替制勤務で当該勤務において深夜に勤務したとき ・ 深夜の全部を勤務 ・ 深夜の一部を勤務(2時間以上) ・ 深夜の一部を勤務(2時間未満)	763千円	日額1,100円 日額730円 日額410円

高所等作業手当	右記作業に従事する職員	次の作業に従事したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う高層建築物、ダム、橋りょう等の工事現場の作(従事時間が4時間未満) 上記作業場所が20メートル以上の場合 (従事時間が4時間未満)</li> <li>・ 山、谷、がけ等の高さ10メートル以上かつ35度以上の斜面上で墜落の危険が特に著しい箇所において行う工事、調査、測量等の作業 (従事時間が4時間未満) 上記作業場所が20メートル以上の場合 (従事時間が4時間未満)</li> <li>・ 橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において水面下4メートル以上の深所で行う作業 (従事時間が4時間未満)</li> <li>・ トンネルの坑内における掘削等の作業 (従事時間が4時間未満)</li> <li>・ 密閉されたトンネル等内において行う作業 (従事時間が4時間未満)</li> </ul>		日額220円 日額130円 日額320円 日額190円 日額220円 日額130円 日額320円 日額190円 日額220円 日額130円 日額560円 日額340円 日額450円 日額270円
災害応急作業手当	右記作業に従事する職員	次の作業に従事したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は当該堤防等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査(以下「応急作業等」という。)</li> <li>・ 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は当該道路若しくはその周辺における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 巡回監視</li> <li>・ 応急作業等</li> </ul> </li> <li>・ 河川又は道路若しくはその周辺において行う作業で上記作業に相当すると認めるもの</li> <li>・ 作業が夜間(日没時から日出時までの間をいう。)に行われた場合</li> </ul>		日額350円 日額530円 日額530円以内 それぞれ100分の50を加算した額
災害地派遣手当	右記作業に従事する職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、本市の区域以外の地域において、災害応急対策、災害復旧等の支援業務に従事したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該業務 (従事時間が4時間未満)</li> <li>・ 当該業務が夜間に行われたとき</li> </ul>		日額1,000円 日額600円 それぞれ100分の50を加算した額
道路上作業手当	交通を遮断することなく行う道路上での水道又は下水道の維持修繕等の作業に従事する職員	当該作業に従事したとき (従事時間が4時間未満)	118千円	日額300円 日額180円

高圧電気作業手当	右記作業に従事する職員	高圧電気(直流にあつては750ボルトを超え、交流にあつては600ボルトを超える電圧の電気をいう。)の通ずる施設において月以上の期間を単位とする定期点検又は故障時の臨時点検作業に従事したとき(従事時間が4時間未満)	7千円	日額270円  日額160円
----------	-------------	--	-----	----------------------

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	28,124千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	292千円
支給実績(平成24年度決算)	29,658千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	294千円

カ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)
扶養手当	一般行政職に同じ	同じ	なし	14,341千円	286,820円
住居手当				4,444千円	296,287円
通勤手当				12,826千円	147,428円
単身赴任手当				—	—
休日給				990千円	165,083円
夜勤手当				1,958千円	195,801円
宿日直手当				—	—
管理職手当				11,282千円	752,157円
管理職員特別勤務手当				—	—